

序章 知的財産権とは

序章 知的財産権とは

知的財産権とは、人間の知的活動により生み出されたもののうち財産的価値のあるもの、すなわち知的財産を対象とした権利の総称をいう。大きく分けて、文化的活動に関する著作権と、産業活動に関する諸権利とがあり、後者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を対象とした産業財産権と、不正競争防止法上の権利等を含むその他の権利とがある。かつては形のないものを対象とした権利であるところから、無体財産権と言われていたこともあり、またその後、有体物に対する所有権との対比から、知的所有権と言われていたこともあるが、現在では知的財産権と言うのが一般的である。

かつて、バブル最盛期において、我が国は不動産という有体物に対し、その真価を著しく超えた虚構的価値をよりどころに、日本こそ「ナンバーワン」であるというおごりにも似た経済発展をとげていた。時まさにレーガン政権時代であり、日本の対米輸出による大幅赤字に苦慮していたアメリカは、大きく政策を転換させ、知的財産権に対するプロパテント政策を新たな国家経済戦略として採ることになる。我が国は、不動産という虚構に余りにも深くかかわりすぎていたため、知的財産保護政策という世界のすう勢に乗り遅れ、バブルがはじけた後もなかなか方向転換できずに、空白の10年を向かえることになる。

その後、我が国でも、バブル崩壊後の長い不況による、産業の国際競争力低下という事態を招き、ようやく知的財産権に対する認識を新たにし、平成14年の通常国会において、知的財産制度の充実強化が国の基本施策としてとりあげられ、首相の諮問機関として「知的財産戦略会議」が設置された。そして、「知的財産戦略大綱」が発表され、これに基づき、「知的財産基本法」の成立をみることとなった。

この「知的財産基本法」は、我が国産業の、国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造、及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする、活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を、集中的かつ計画的に推進することを目的としたものである。

このように、知的財産権は、我が国産業の国際競争力強化の、一つの大きな要となるものであり、企業の生産活動や大学教育においてはもちろん、職業能力開発における職業訓練においても、今後ますます重要となっていくものである。そして、我が国産業の今後の行く末を見据えた場合、特に職業能力開発における職業訓練での、知的財産権の保護、活用の具体化が強く要求される場所であり、そのために必要な具体的な組織体制の整備と方策の確立が急がれるところである。

